

資料

外務省設置法

第三条（任務） 外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。

第四条（所掌事務） 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
- 三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。
- 四 条約その他の国際約束の締結に関すること。
- 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
- 六 日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関すること。

国会承認が必要かどうかを判断するのは誰か

衆議院外務委員会 1974年3月4日 <http://kokkai.ndl.go.jp/>

石野委員 ……たとえば行政協定だとかなんか、国会にかけないで、そして両国間に国際的な、特に外交上の責任が出てくるようなものがある。それがたまたま問題になって、しかし国会ではそれを承認することはできないというような場合には、国際的取りきめということについての効力は依然として残るし、それから片方では、国内的には政府のやったことに対して国会は反対あるいは廃棄または改定を要請するというような状態が出るわけです。それで、そういうようなことを防ぐためにはどういうふうにしたらいいかということについての政府の決意をお伺いしたい。

松永政府委員 行政取りきめの場合には、再三御説明申し上げておりますように、政府が与えられております、認められております権限の範囲内において処理するということを本旨としておるわけでございます。したがって、国会の御承認を得るとかあるいは得られなかったということとは直接関係がないわけでございます。すなわち、政府の権限の範囲内において処理いたします事項を内容といたします国際約束でございますから、その国際約束が効力を発生いたしまして政府の履行義務が生じた場合に、その義務を履行できないという状態は起こってこないと思います。

ただ、それにつきまして、つまり政治的な論議がいろいろ行なわれまして、非常な反対の御意見が表明される、あるいは国会全体としてもそういうものについてはきわめて望ま

しくないというふうな御議論が出てきますれば、それはそういう政治的な論議に従っての処理というものがそのあとで出てくる問題かと思えますけれども、法律的な側面について申し上げますと、いま申し上げたように、行政取りきめの締結につきましては、政府はその権限の範囲内においてこれを実行してまいりますから、義務不履行あるいは義務違反という問題は発生しないと考えております。

石野委員 行政取りきめ等によって政府が与えられた権限内でいろいろな国際的な取りきめ等のことをやる、その範囲では問題は起きてこないということですが、政府がその権限内と思って話をしたことが権限を逸脱しているような場合が出てくる、そういうことがあり得るわけですね。……そうなりますと、この権限内であるか外であるかという問題の認識の問題が非常に重要になってくる。それをチェックするものとして政府はどういうふうにしたらいいかということについての考え方を聞かしてもらいたい。

松永政府委員 政府の権限の範囲を逸脱した協定、取りきめを締結したときにどうするかという実は御質問でございますが、私どもの立場からいたしますと、そういう場合を想定いたしますことが非常に困難であるということをも御了承をお願い申し上げたいと思うのでございます。もちろん国際約束を締結いたします場合に、私ども条約局所管の見地から申しますと、それがはたして法律なり条約なりあるいは予算によって政府の権限に属する問題の処理として処理し得るかどうかということについては非常に厳密に検討いたすわけでございます。その結果、これは政府の権限の範囲内において処理し得るものであるというものについてのみ行政取りきめとしての締結手続を進めるわけでございます。

石野委員 したがって、権限内であるかどうかということの判定は、なかなか努力はしておっても、ときに権限を逸脱するようなものが出てくるから、本院、特に外務委員会にはそういう問題を事前に協議に付すべきだ……。これはいろいろ見解の相違もありましょうけれども、範囲を越えるはずはないということですが、実はそれは当然のこととして国内法にも触れてくるし、それから具体的な自治体の行政にも触れてくるようなことであって、局長が言うようにそんなに簡単なものじゃないと思うのですよ。……ですから、こういうような問題は権限を逸脱するものでないというような政府の見解だけではとてもわれわれは疑義を解明することはできないのです。

外務省の認識 藤田久一による聞き取り調査

藤田久一「外交政策形成における政府と議会」関西大学経済・政治研究所研究双書第66冊(1988)に引用。

「第3カテゴリー〔政治的に重要な……〕に入るかどうかは行政府の判断にかかっており(国会に判断の余地はない)、『政治的に重要な』の基準は、国際的に重要と認識されているかどうかであって、日本政府の認識だけでは駄目である。」

国会による条約の承認

大石眞「憲法と条約締結承認問題」法学論叢 144 巻 4/5 号(1999)

憲法制定議会である第90回帝国議会では、それに関する質疑はなく、……国会承認手続が必要な条約の範囲いかなの問題については、……制憲議会に提出される政府案の成立までの過程が決定的な意味を持つのである。……外務省条約局の意見[は]……次のように結論づけている……。

改正憲法の下においては本件範囲の問題につき、疑義発生の余地無きよう、明確なる立法手段を講ずるを可とすべし……。

立法論としては、本件範囲の問題は(イ)国民の代表者たる国会協賛の本質と(ロ)外交運営の担当者たる政府の便宜との両面より考慮を必要とすべく、この点につき、民主主義諸国家の例を参照し、例えば

1. 国民の権利義務に関係ある条約(立法事項を含む条約)
2. 国家または国民に財政上の負担を課する条約
3. 講和条約、領土併合条約、修好、通商航海条約等国家に重大なる義務を課する条約

の三種につき、国会の協賛を要するものと[する]……

[瀆本注 原文旧漢字カタカナ]

総司令部との交渉では、ケーディスから「政治的の条約を議会の協賛なしに締結することは面白からず……」と注文を付けられた……。

現行憲法が……「国会の承認を経ること」を要求したのは、いうまでもなく、外交に対する民主的統制という理念に基づくものである。ここから国会の外交統制権の一つとして条約締結承認権という重要な権限が導かれることになるが、その具体的な内容と範囲は必ずしも明らかではない。

条約と第三国

Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal, Basel, 22 March 1989.

Article 4.

5. A Party shall not permit hazardous wastes or other wastes to be exported to a non-Party or to be imported from a non-Party.

Protocol on Substances that Deplete the Ozone layer, Montreal, 16 September 1987.

Article 4.

1. As of 1 January 1990, each Party shall ban the import of the controlled substances in Annex A from any State not party to this Protocol.